

『新唐書』日本伝の成立

河内 春人

序

中国正史における日本関係記事は独自の内容を持ち、中国史のみならず日本史の研究においても不可欠のものであることは言を俟たない。その中でも日本律令国家形成から展開期にあたる唐代の正史は『旧唐書』と『新唐書』の二つが存在する。両書の東夷伝を見ると、『旧唐書』巻一九九上では倭国伝と日本伝に分けて立伝されているのに対して、『新唐書』巻二二〇では日本伝のみとなっている。両書の内容は異なることも多く、それぞれ独自の内容をもつものとして活用されているのが現状である。

しかしながら、『新唐書』は原史料を意によって改め、もしくは省略すること⁽²⁾で知られている。そして、それゆえに原文の改変の際に誤読が発生し、原史料とは異なる内容を持つことがあり⁽³⁾、その利用には慎重を要する。『新唐書』日本伝の史料の性質についてはすでに保科富士男氏による研究があり、『新唐書』日本伝の内容においてはほとんどの記載が先行史料と対応しており、なおかつ誤読等によってその史料の価値は低いことが指摘されている⁽⁴⁾。保科氏の指摘はきわめて重要なものであるが、その論考では「新羅梗海道、更繇明・越州朝貢」という記載の検討

に主眼が置かれているため、全体的な構成については要点のみを簡潔にふれるにとどまっております、一般に贅爻されているとは言い難い。そこで小稿では保科氏の研究成果を承けて、『新唐書』日本伝の成立過程について検討を加える。そして、それによつて中国における日本情報のあり方の一端を明らかにすることを目指すものである。

I 中国における日本情報の収集

『新唐書』日本伝の内容的検討にはいる前に、その前提として日本に関する情報がいかにして中国において把握されるか確認しておく。

中国王朝による対外情報収集は、「朝貢」してきた外交使節に対して本国の情報を問い質すという形式を取る。これについては唐令では公式令に規定されている。⁽⁵⁾

凡蕃客至、鴻臚訊其國山川風土、爲圖奏之、副上於職方。殊俗入朝者、圖其容狀衣服以聞。

類似した規定としては『唐会要』卷六十三諸司應送史館事例がある。⁽⁶⁾

蕃國朝貢。每使至、鴻臚勘問土地・風俗・衣服・貢獻・道里遠近并其主名字、報。

両史料は鴻臚寺による蕃客への事情聴取という点では同じことを述べている。区別すべきは、聴取した内容について公式令では皇帝に奏上することを規定するが、『唐会要』では情報管理のために史館に送るとする点である。使節の来朝ごとに鴻臚寺は使者を派遣して土地・習俗・服装・貢献物・中国までの旅程・君主名等について質問し、図化した上で皇帝に奏上する。さらにそれは資料として史館に送られ保管される、ということになる。

当然のことながらこうした勘問は日本の遣唐使に対しても行われた。唐朝の遣唐使との問答としては、『日本書紀』所引伊吉連博徳書における六五九(顯慶四 齊明五)年の遣唐使が著名である。⁽⁷⁾しかしながら、この史料は高宗との謁見時の様子を描いたものであり、鴻臚寺による勘問ではない。このケースは『大唐開元礼』卷七九受蕃国使表及幣に

舍人前承制、降詣使者前、問蕃國主。使者再拜、對訖又再拜。舍人回奏、又承敕、問其臣下。使者再拜對。
(後略)

とあり、これに該当することが石見清裕氏によって指摘されている。⁽⁸⁾このように皇帝の面前でなされる問答と鴻臚勘問とは区別しなければならない。

唐代の鴻臚勘問の実例としては六五四(永徽五 白雉五)年の遣唐使を想起すべきである。⁽⁹⁾

二月。遣大唐押使大錦上高向史玄理。(中略)遂到于京奉觀天子。於是東宮監門郭文舉悉問日本國之地里及國初之神名。皆隨問而答。押使高向玄理卒於大唐。

右では詳しく記されていないが、この時の遣唐使は長安到着後に鴻臚客館に安置され、⁽¹⁰⁾彼らに対して郭文舉が勘問を行っている。『唐会要』の規定と比較してみると、「日本國之地里」と「土地」、「國初之神名」と「其主名字」がそれぞれ対応すると考えられる。おそらく東宮監門郭文舉は鴻臚寺の職と兼任していたのであろう。残念ながらこの時の勘問の詳細とそれに対する遣唐使側の応答をみることはできない。⁽¹¹⁾

このように唐代における勘問の具体的内容は明らかではない。ただし、鴻臚勘問自体は宋代にも引き継がれる。⁽¹²⁾

一〇七二(熙寧五)(延久四)年に入宋した成尋への勘問は全貌を窺わせる数少ない史料である。⁽¹³⁾それによると、風俗にはじまつて京内里数・人屋・人口数・国境・国郡邑数・国王呼称・百姓号・中国に遣使しない理由・官名・天皇世系・四時寒暑・旅程・必要とする中国の物貨・禽獸・王氏・毛人について事細かに質問している。衣服に関する質問は見当たらないが、ほぼ照応するといつてよいであろう。

また、中国側の記録としては九八三年(太平興國八)(永觀元)年に入宋した日本僧奝然のケースを挙げることができる。⁽¹⁴⁾

雍熙元年、日本國僧奝然與其徒五六人浮海而至。獻銅器十餘事并本國職員令・王年代紀各一卷。奝然衣綠。自云、姓藤原氏、父眞連。眞連、其國五品品官也。奝然善隸書、而不通華言。問其風土、但書以對云。國中有五經書及佛經・白居易集七十卷、並得自中國。土宜五穀而少麥。交易用銅錢。文云乾文大寶。畜有水牛・驢・羊・多犀・象。産絲蠶、多織絹、薄緻可愛。樂有中國・高麗二部。四時寒暑、大類中國。國之東境接海島、夷人所居、身面皆有毛。東奥州産黃金。西別島出白銀。以爲貢賦。國王以王爲姓、傳襲至今王六十四世。文武僚吏皆世官。(中略)太宗召見奝然、存撫之甚厚、賜紫衣、館于太平興國寺。⁽¹⁵⁾

ここでは奝然が中国語を話せなかつたので筆談で勘問に答えていることが記されている。⁽¹⁶⁾それによると国内の漢籍、農産物、錢貨、獸畜、産業、樂、氣候、境界、産出物、国王、官僚制など多岐にわたっているが、やはり唐代の規定に準じているとみなして大過ない。

このように鴻臚寺による質問内容は唐・宋において基本的に変化していないとみてよい。それでは勘問によって作成された資料はその後どのように扱われたのか。それを窺わせるのが「楊文公談苑」である。⁽¹⁷⁾

雍熙初、日本僧裔然來朝、獻其國職員令・年代記。裔然衣祿。自云、姓藤原氏父爲眞連、國五品官也。裔然善筆札、而不通華言。有所問盡以對之。國有五經及釋氏經教、並得於中國。有白居易集七十卷。地管州六十八。土曠而人少、率長壽、多百餘歲。國王一姓相傳六十四世。文武僚吏皆世官。予在史局閱所降禁書、有日本年代記一卷及裔然表啓一卷。因得修其國史傳甚詳。

著者の楊億は一〇〇六（景德三）年に同修國史となっている⁽¹⁸⁾。同修國史は國史実録院の職員の一であるので、⁽¹⁹⁾ 史局とは國史実録院のことを指すのであろう。楊億は実録の編纂のために國史実録院の官につき、そこにあつた日本情報を職務として閲覧したのである。

さて右によると、裔然がもたらして國史実録院に保管されていた日本情報は、職員令・『王年代紀』・表啓の三つを確認できる。ここでは特に表啓に注目したい。先述のように裔然は筆談で勘問に答えている。その内容は『宋史』と『楊文公談苑』で多少の出入りがあるものの概ね一致しており、そこに記されている日本情報からある程度の推定は可能である。共通している内容は、日本に現存する中国典籍、地理情報、王統等についてである。両書が一致しない情報もあるので、いずれも一部が省略されていると推測できる。この鴻臚寺勘問によって作成された資料が、裔然が時の皇帝太宗に謁見した際に表啓として奏上されたのであろう⁽²¹⁾。成尋の場合も、勘問の問答を宋側が清書してそれに成尋が自署するという手続きを経ている。皇帝との謁見における本国の情報説明では、鴻臚寺との正式なやりとりを通じて作成される表啓が主であり、職員令・『王年代紀』は関係資料として添付される副次的なものであつたと考えるのが穏当であらう。そして、これらは謁見終了後國史実録院に保管されたのである。

ところで表啓をこのように推定すると、奝然は国書に類するものは携行していなかったかということが問題となる。奝然の渡宋については、彼の渡宋が公的な外交使節としての役割を含むものであったことがすでに指摘されている。⁽²²⁾ 奝然は公許を受けて行く以上宋での勘問は避けられないものと認識しており、⁽²³⁾ その際に勘問の参考資料として『王年代紀』・職員令を提出したものと見なしうる。ただ、国書は宋との間に外交関係、特に朝貢関係の問題を浮上させることになりかねない。日本の朝廷としては奝然が個人として行くのに便乗するというかたちをとることで国書はもたせなかつた蓋然性が高い。⁽²⁴⁾

最後に勘問の場所について言及しておく。一般の外交使節の場合は鴻臚寺が管轄する鴻臚客館もしくは禮賓院に安置されることは先述した。ところが奝然は太宗への謁見後太平興国寺に安置されることが『宋史』⁽²⁵⁾ に明記されている。成尋も勘問を受ける時点で太平興国寺伝法院に安下していた。⁽²⁵⁾ 伝法院は鴻臚寺の管轄でもあり、⁽²⁶⁾ 外国から来た僧侶を管理するには都合がよかつたのであろう。奝然や成尋は純然たる外交使節ではなかつたため、入京後の安置場所は鴻臚客館ではなく伝法院となつたと推定しておく。

以上、本節では日本から中国王朝への朝貢使節や僧侶に対してなされた鴻臚寺勘問について検討を加えてきた。彼らは中国に到着、入京すると本国の情報について中国側から勘問を受け、その資料は唐代には史館に、宋代には国史実録院に送致された。いずれも国史編纂の用途に充てる目的で保管されたことにかわりなく、唐宋間で外国からの来朝者に対する勘問とその処理に関する基本的な在り様は変化していない。そして、勘問によつて得られた情報こそが中国王朝の周辺各国に対する理解の基礎に据えられたのであり、これをもとにして正史の列伝が記述され

たのである。

Ⅱ 『王年代紀』

『新唐書』日本伝の内容の検討に移る。正史日本伝の中でも『新唐書』の最大の特徴は天皇の系譜記事にあるといっても過言ではなからう。そして、これが『宋史』日本伝所引の『王年代紀』と類似していることは一瞥すれば明らかである。そこで日本伝成立の解析の手がかりとしてこの点について比較検討することから始めたい。

まず『王年代紀』の書誌について確認しておく。⁽²⁷⁾『宋史』日本伝や『楊文公談苑』に記されているところによると、本書は裔然によって職員令とともにたらされた。この点について、木宮之彦氏は日本を宋に紹介するために行したとする一方で、上川通夫氏は宋朝廷が日本国情報の提供を裔然に求めたことよって裔然が記憶をもとに在宋中に著したものと位置づけており、『王年代紀』著述の目的について見解が対立している。しかし、前節で見たように唐宋における対外情報収集はシステム化している。外国使節に対する中国側の勘問において両書はそれぞれ日本王権と国家制度の説明をなすものであり、裔然が宋から勘問を受けることを念頭に置いていたことの表れであると考えることよって両氏の見解は止揚できる。

さて、『王年代紀』は『宋史』日本伝の中の「其年代紀所記云々皆裔然所記云」が引用部分である。その内容は王統譜と地理記事であり、末尾に「皆裔然所記云」とあるので両記事ともに裔然の著作である。『王年代紀』の内容の中でポイントになるのが仏教に関する日中交流記事である。これが僧侶の中国渡航記事に偏っていることは一

目瞭然である。また、日本と中国の年号との対応年次を明記している点も注目したい。つまり、『王年代紀』は宋に見せることを意識しているのであって、日本にあったできあいの年代記の類を持ち込んだのではない。『王年代紀』は勘問を念頭におきながら、齋然が日本僧の中国求法の歴史を宋側に提示することによって己の入宋の正当性を示す目的も有していた。それゆえ内容も中国との関係に関わる仏教史的記事となっているのである。

次に『王年代紀』の作成時期について見ておく。この点については上川氏が在宋中作成説を唱えている。確かに上川氏の指摘する通り『王年代紀』には日中の年号比定などに誤りがあるが、一方で地理記事の郷・駅・課丁数などは質問されてから記憶に基づいて答えるには詳細であり、鴻臚勘問を前提にして日本で事前に作成されたと考えべきであろう。そうであるとすれば入宋の意志を發したとする日本の天祿年間（九七〇—九七三）以降、特に入宋予定が勅許を得て具体化した九八二（太平興國七⁽²⁸⁾）年以後と推定できる。それは単なる日本の紹介ではなく、宋における勘問を前提にして作られた。齋然の入宋は日宋両方にとつて公認されるものであったがゆえに入国時の勘問は必然であり、齋然自身がそれを明確に意識して『王年代紀』を作成、職員令とともに携行した。それらを受け取つた宋は齋然を外交使節に準ずる存在と見なし、『王年代紀』を史局に納めたのである。

ところで齋然以前に『王年代紀』や職員令に類する日本情報資料を持つて行つた僧侶は確認できない。齋然は宋建国後最初の許可を得た渡宋者でもあつた。あえて憶測するならば、新王朝への日本の説明を最初におこなうという任務もある程度意識されていたために、特にこれらの書を携行したのではないだろうか。また、以後の僧は渡海を許可されず密航するというケースが多くなるように、日本の朝廷が渡宋自体を公認しなくなることも類例を確認

できない大きな要因であろう。

また、書名についても若干の問題を有している。『楊文公談苑』では「日本年代記」としており、『宋史』の「王年代記」と異なる。この相違について藤善真澄氏は、「日本年代記」の方が正しい書名とされる。⁽²⁹⁾『王年代記』が宋に提出するものであったという性質を考えると、藤善氏の指摘は説得力がある。ただ、楊億が『王年代記』を見て「日本の年代記」と記した可能性も依然として残されている。それというのも、中世に多く現れる年代記の中には『皇代記』『皇年代記』と称するものが多々あり、『王年代記』との書名の類似性はあながち無視できない。ゆえに書名の問題については留保しておく。

さて、『新唐書』との比較に移る。これを表にしたものが表1である。『新唐書』の王統記載が『王年代記』を参照して作成されたであろうことは容易に推測がつくものであるが、その例証として、天皇の名前における漢風諡号と諱の混用が一致していることを指摘できる。神武から光孝までの五十八代において全く一致していることは、『新唐書』が『王年代記』をベースにした記述であることを明瞭に示している。

しかしながら、『王年代記』と『新唐書』で異なる部分があることも注意しなければならない。まず神代では『王年代記』は天御中主から彦瀲まで二十三柱の神名を列記して二十三世とする。これに対して『新唐書』では具体的な神名は最初の天御中主と最後の彦瀲のみ挙げた上でその世系を三十二世とする。神名の省略は『新唐書』が煩瑣になるのを嫌って節略したもの、世系数の誤りは漢数字の転倒という単純なミスと見てよからう。

ついで王統譜本体をみる。特に誤っている天皇の名に注目してみると、孝安天皇を『王年代記』では孝天皇、

表1 新唐書と王年代紀の比較

天皇名	新唐書	前王統柄	特記事項(摘要)	王年代紀	前王統柄	特記事項(摘要)
神代			天御中主～彦瀲32世(中略)			天御中主～彦瀲23世(中略ナシ)
1 神武			天皇号・徒木和			自筑紫入居大和、周備王
2 綏靖		次			次	
3 安寧		次			次	
4 懿德		次			次	
5 孝昭		次			次	
6 孝安	天安	次		孝	次	
7 孝靈		次			次	
8 孝元		次			次	
9 開化		次			次	
10 崇神		次			次	
11 垂仁		次			次	
12 景行		次			次	
13 成務		次			次	
14 仲哀		次			次	額国香椎大神
15 神功	開化曾孫				次	息長足姬
16 応神		次			次	漢字、八輔菩薩、大臣武内宿禰
17 仁徳		次			次	
18 履中		次			次	
19 反正		次			次	
20 允恭		次			次	
21 安康		次			次	
22 雄略		次			次	
23 清寧		次			次	
24 顯宗		次			次	
25 仁賢		次			次	
26 武烈		次			次	
27 繼体		次			次	
28 安閑		次		安閑	次	
29 宣化		次			次	
30 欽明		次	欽明11年=承聖元		次	仏教伝来・13年=承聖元、和謚
31 敏達	海達	次			次	
32 用明		次	一名多利思比孤、開皇末通中国		次	聖德太子、通中国
33 崇峻		次			次	
34 推古	鎌古	欽明孫			次	欽明女
35 舒明		次			次	
36 皇極		次			次	
37 孝徳			改元白雉、献瓊珀等、朝鮮出兵		次	道照入唐(白雉4)
38 斉明	天豊財	子		天豊財或日姫	次	智通入唐(顕慶3)
39 天智		子	与蝦夷入朝		次	
40 天武		子			次	
41 持統	總持	子	咸亨元遣使、国号日本、国土	持總	次	
42 文武		子	元号大宝、粟田真人		次	粟田真人・道慈入唐(長安1)
43 元明	阿用	子		阿閉	次	
44 元正	-	-		飯依	次	
45 聖武		子	元号白龜、粟田真人再入朝、阿倍仲麻呂		次	玄昶入唐(開元4)
46 孝謙	孝明	女	元号勝宝、朝衡再入朝、新羅敵討	孝明	次	遣使求内外綏、伝戒
47 淳仁	大炊			大炊	次	
48 祿徳	高野姫	聖武女		高野姫	次	聖武女
49 光仁	白壁		建中元年遣使真人興能	白壁	次	晁仙・行徑入唐
50 桓武			遣使免勢・空海、遣使高階真人		次	空海・最澄入唐(元和1)
51 平城	諾桑	次		諾桑	次	
52 嵯峨		次			次	
53 淳和	淳和				次	
54 仁明		次	開成四年入貢		次	遣僧入唐
55 文徳		次			次	当大中年間
56 清和		次			次	
57 陽成		次			次	
58 光孝		次	光啓元年		次	宗叡入唐(光啓1)
59 宇多	-	-		仁和	次	寛達入朝(梁龍徳中)
60 醍醐	-	-			次	
61 朱雀	-	-		天慶	次	
62 村上天皇	-	-		封上	次	当周広順年
63 冷泉	-	-			次	太上天皇
64 円融	-	-		守平	次	今王

『新唐書』では天安とするのを始めとして、安閑を『王年代紀』は安閑とし、敏達を『新唐書』が海達、持統を『王年代紀』持總・『新唐書』總持、元明を『新唐書』が阿用、孝謙を両書とも孝明、淳仁を『王年代紀』は天炊、淳和を『新唐書』が浮和とする。このうち安閑・敏達・元明・淳仁・淳和は『王年代紀』・『新唐書』いずれかは正確に記されているので中国側の誤字と見なしてよい。孝安についても『王年代紀』に「孝」、『新唐書』に「安」字があることを示すので『王年代紀』原本にはやはり正確に書かれていたであろうし、持統については両書とも統を總につくるが、やはり宋側の読み間違いとみなして大過なからう。

なお、天皇の名で全く根拠が不明なものとして挙げられるのが、元正を「飯依天皇」とする記載である。古くは松下見林が「飯」を「飯」として飯豊青尊であると⁽³⁰⁾するが、木宮之彦氏はこの見解を駁している。ただし、木宮氏も元正の諱が史料上不明であるとしてそれが「飯依」であつた可能性があるとされる。しかし、元正の諱が氷高であることは『続日本紀』に記す通りであり従えない⁽³¹⁾。そもそも「飯」は「婦」の俗字であるから、「婦依天皇」と読むべきである。なぜ尙然が元正をそのように記したかは明らかではないが、『王年代紀』自体の仏教性的一端と理解しておきたい。

王統譜の異同点としてはもうひとつ世系数の問題がある。『王年代紀』では神武から円融まで六十四世とするが、『新唐書』は光孝までにとどまっており、宇多・円融が省略されている。これについては『王年代紀』で、光孝の次の天皇である宇多の箇所の「梁龍徳中」という記載に着目したい。宇多以降は唐滅亡後の天皇であり、『新唐書』の内容としては相応しくないと判断して掲載を見送つたものと推定しておく。

統柄について見てみると、『王年代紀』では一貫して「次」で表しており、これ以外に女帝の場合のみ「某女」という記載を併記する。基本的に王統の連続性に重点をおいた記載であるといえる。ところが『新唐書』では孝徳→聖武に至るまでの系譜は「次」ではなく「子」として記されている。この間の王位継承が実際に親子でなされたのは斉明→天智と元明→元正である。しかも『新唐書』では元正を書き落としているため、適合するのは一例のみということになり事実と大きく異なる。『新唐書』がことさらに統柄表記を変えた理由は不明である。また、女帝の時の「次」「某女」併記はとりやめて具体的な統柄のみを記したり、一部の天皇には統柄を記さないという変更点もある。

しかし、もつとも大きな相違点は王統譜ではなく、それに付随して記されている記事の部分である。『王年代紀』では齋然の入宋が歴史的に正当なものであることを示すために仏教関係、特に日本僧の渡航記事を取り上げていることは先述した。これに対して『新唐書』ではそうした内容は削除して、主として遣唐使関係の記事に差し替えている。これは正史としては公的な外交関係を重視していたためであろう。

なお、天皇の代に対応する中国年号のみを記しているところがある。これらは『王年代紀』では仏教関係記事の一部であり、記事そのものは削除したものの、年号は日中の年代対比の目安として残したために、朝貢記事とは無関係に現れる記載となったのである。

以上、『王年代紀』と『新唐書』を比較対照してきた。その結果をまとめると、まず史局に保管されていた『王年代紀』をベースにして『新唐書』の骨格である王統譜が作成されたことは疑いない。『新唐書』は唐代史である

ので五代以降と判定した天皇名は削除し、続柄記載も簡略にしている。また、正史としての体裁を重視して仏教関係記事を削除、外交使節の朝貢記事をかわりに挿入するという編纂姿勢であった。ただし、中国と日本の時代対応の目安として対応年代記載は残すように努めており、それゆえ『新唐書』では一部に内容がないところに年代記載が出現することとなった。

『王年代紀』は喬然が渡宋後の勘問を意識して作成したものであった。それが国史実録院に保管され、『新唐書』編纂時に資料として活用されることになる。ただしその内容のうち王統譜のみが採られ、仏教関係記事等は捨象されたのである。

Ⅲ 唐代からの伝来情報

前節で、『王年代紀』から『新唐書』日本伝を作り替えるにあたって、王統譜を残しながらそれに付随して記された交流記事は全面的に差し替えていることを指摘した。そこで本節では、差し替えられた外交記事はいかなる系統で宋代まで伝わり、『新唐書』編纂に用いられたのかという問題に取り組みこととする。

まず日本情報について記載する、『新唐書』に先行する史料について確認しておく。⁽³²⁾ 唐代の日本情報として現存するものを挙げると、立伝もしくは条文としてまとめられているものとしては『通典』(八〇一〈貞元十七〉年撰) 卷一八五倭国条、『旧唐書』(九四五〈開運二〉年撰) 倭国伝・日本伝、『唐会要』(九八一〈建隆二〉年撰) 卷九九倭国条・卷百日本条、『太平寰宇記』(樂史〈九三〇—一〇〇七〉撰、時期不明) 卷一七四倭国条が挙げられる。さらに内容

によつて部門毎に分割されているものとして『冊府元龜』（二〇一三〈大中祥符六〉年撰）がある。なお、『太平御覽』卷七八二 四夷部倭条・日本国条所引『唐書』は『旧唐書』『新唐書』と異なる書であり、唐代に編纂された国史である可能性が高い⁽³³⁾。他にも『唐曆』『唐録』等に日本情報が記載されていたことが逸文から明らかであるがこれらは断片に止まる⁽³⁴⁾。

ここまで列記した上記の諸史料を系統的に位置づけることによつて『新唐書』日本伝における情報形成を考える手がかりを得られる。逸文である『唐曆』『唐録』についてはその内容が明らかでない部分が多いのでこれを除き、『王年代紀』の記事を加えて内容ごとに整理したのが表2である。以下、これに基づいて比較考察してみる。

まずもつとも成立が早いのが『唐書』である。『宋史』では「柳芳唐書一百三十卷 唐書叙例目一卷」とあるが⁽³⁵⁾、この『唐書』はその後建中年間までを于休烈・令狐峒が、大曆・元和を崔龜從が、それ以後を韋澳が増益し、最終的に一四六卷になった⁽³⁶⁾。『太平御覽』所引『唐書』が開成年間までを含むものであることから、本稿での推測が正しいとすれば『太平御覽』編纂の際に利用されたのはこの一四六卷本であろう。これと『旧唐書』は文章が一部異なるところもあり、『旧唐書』は『唐書』倭国・日本伝から若干の字句を変更してそのまま引き写した可能性が高い。すなわち、『唐書』―『旧唐書』という系統関係を見出すことができる。これを唐書系としておく。

ついで『通典』は唐代以前の情報も記載しているところに特徴があるが、ここでは唐代の日本情報に限定すると、成立時期の制約によつてか唐代前半期に記事が偏っている。『通典』の記事は本文が七〇二（長安二）年派遣の遣唐使でとどまっているので、その元となった史料は八世紀初頭に作成されたものと推測できる。その内容は基本的に

『唐書』と類似しているが、部分的に異なるところもあり（H等）、『旧唐書』のように『唐書』をそのまま引用したとは見なしがたい。

続いて『唐会要』について。『唐会要』は、編者の王溥が貞元年間（七八五―八〇四）成立の『会要』と大中七（八五三）年撰の『統会要』をまとめた上でそれ以後の年代の記事を附加して作った。『唐会要』は『会要』、『統会要』の内容・文章をほとんど変更していないという指摘を鑑みると、⁽³⁷⁾『唐会要』の倭国・日本条の記事の原型はすでに貞元年間にできていたことになる。唐書系ならびに『通典』と比較すると、G―5やHのように『唐会要』の文章は『通典』の方に近い。ただし、『唐会要』の原典たる『会要』は『通典』とほぼ同時期の成立なので、情報の系統は親子関係というよりも同一系統の日本情報を参照している兄弟関係であろう。なお、『唐会要』ではJ・L・V・W・X・Y・Zといった『通典』にない記事を含み、別系統の史料が加えられている。このうち『会要』成立以後の記事であるZは『統会要』にあったと見なすことが可能だが、それ以外の記事についてはすでに『会要』に収められていたのか、『統会要』ないし『唐会要』成立時点で付加されたものであるかは不明といわざるを得ない。これらの記事は唐書系とは文章の類似性が低く、異なる原史料を参照していると考えられる。この点に関連すると思われるのが『唐会要』では八世紀前半の記事が日本伝であるのに対して、八世紀後半―九世紀の記事が倭国条に含まれているという不自然な記事配置になっていることである。あるいは、これは当該部が『統会要』に収められており、かつ『統会要』には倭国条しか立項していなかったために『唐会要』に統合した時に発生した矛盾ではないだろうか。

唐會要倭国条	唐會要日本条	太平寰宇記	通典
古倭奴國也	日本。倭國之別種		
		去遼東萬二千里	
在新羅東南。居大海之中		在新羅東南大海中、世世依山島爲居	在帶方東南大海中、依山島爲居
		在百濟、新羅東南	在百濟、新羅東南
		其國界東西五月行、南北三月行	其國界東西五月行、南北三月行
世與中國通			
		國多女	國多女
俗有文字、敬佛法			
設官十二等		官有十二等。一曰大德(略)	官有十二等、一曰大德(略)
其王姓阿每氏		倭王姓阿每	倭王姓阿每
		名多利思比孤	名多利思比孤
		隋開皇二十年(中略)遣使詣闕	文帝開皇二十年遣使詣闕
椎髻、無冠帶		椎髻、無冠帶	椎髻、無冠帶
		其國跣足、以幅布蔽其前後	其國跣足、以幅布蔽其前後
隋煬帝賜之衣冠、今以錦綵爲冠飾		煬帝時始賜衣冠、令以錦綵爲冠飾	隋煬帝時始賜衣冠、令以綵錦爲冠飾
		裳皆施襖	裳皆施襖
		綴以金玉	綴以金玉
腰佩金花、長八寸		腰間或佩銀花、長八寸	
左右各數枚		左右數枚	
以明貴賤等級		以明貴賤等級	
衣服之制。頗類新羅		衣服之制頗同新羅	衣服之制頗同新羅
貞觀十五年十一月使至		唐貞觀五年、使至	大唐貞觀五年
太宗矜其路遠		太宗矜其路遠	
遣高表仁持節撫之		遣新羅刺史高仁表持節撫之	遣新州刺史高仁表持節撫之
表仁浮海數月方至。表仁無綏遠之才		浮海數月方至。仁表負綏遠之才	浮海數月方至、仁表無綏遠之才
與王爭禮、不宣朝命而還		與王爭禮、不宣朝命而還	與其王爭禮、不宣朝命而還
由是復絕		由是遂絕	由是遂絕

表 2 中国史料日本情報の相互比較

		新唐書	旧唐書倭國伝	旧唐書日本伝
A	1	日本、古倭奴也	倭國者、古倭奴國也	日本國者、倭國之別種也
	2	去京師萬四千里	去京師一萬四千里	
	3	直新羅東南在海中島而居	在新羅東南大海中。依山島而居	
	4			
	5	東西五月行、南北三月行	東西五月行、南北三月行	
	6		世與中國通	
	7	國無城郭、聯木爲柵落、以草茨屋	其國、居無城郭、以木爲柵、以草爲屋	
	8	左右小島五十餘、皆自名國	四面小島五十餘國	
	9	而臣附之	而附屬焉	
	10	置本率一人、檢察諸部	置一大率、檢察諸國	
	11		皆畏附之	
	12	其俗多女少男	地多女少男	
	13	有文字、尚浮屠法	頗有文字、俗敬佛法	
	14		其訴訟者、匍匐而前	
	15	其官十有二等	設官有十二等	
	16	其王姓阿每氏	其王姓阿每氏	
B		皆以尊爲號、居筑紫城		
C	1	更以天皇爲號		
	2	徙治大和州		
D		欽明之十一年、直梁承聖元年		
E	1	亦曰百多利思比孤		
	2	直隋開皇末、始與中國通		
F	1	其俗椎髻、無冠帶	百姓皆椎髻、無冠帶	
	2	跣以行、幅巾蔽後	並皆跣足、以幅巾蔽其前後	
	3	貴者冒錦	貴人錦帽	
	4	婦人衣純色裙、長腰襦、結髮于後	婦人衣純色裙、長腰襦、束髮于後	
	5	至煬帝、賜其民錦綵冠		
	6			
	7	飾以金玉		
	8	文布爲衣		
	9	左右佩銀釧、長八寸	佩銀花、長八寸	
	10		左右各數枝	
	11	以多少明貴賤	以明貴賤等級	
	12		衣服之制、頗類新羅	
G	1	太宗貞觀五年、遣使者入朝。	貞觀五年、遣使獻方物	
	2	帝矜其遠、詔有司毋拘歲貢	太宗矜其道遠、敕所司無令歲貢	
	3	遣新州刺史高仁表往諭	又遣新州刺史高表仁持節往撫之	
	4		表仁無級遣之才	
	5	與王爭禮不平、不肯宣天子命而還	與王子爭禮、不宜朝命而還	
H	1	久之	至二十二年	
	2	更附新羅使者上書	又附新羅奉表、以通起居	
	3			
I		改元曰白雉		

永徽五年十二月		至永徽五年	
遣使賁城琥珀瑠璃。琥珀大如斗。瑠璃大如五升器		遣使賁城琥珀瑠璃。琥珀大如斗。瑠璃大如五升器	
仍云。王國與新羅接近。新羅素為高麗百濟所侵		仍云。本國與新羅接近。新羅素為高麗百濟所侵	
高宗降書慰撫之		高宗降書慰撫之	
若有危急。王宜遣兵救之		若有危急。王宜遣兵救之。因有是敕	
		顯慶中、其國使、又領蝦夷國人同來朝、貢方物。	
咸亨元年三月。遣使賀平高麗		咸亨元年、遣使賀平高麗	
爾後繼來朝貢		爾後繼來朝貢	
則天時		又按東夷記云	
蓋惡其名不雅而改之	或以倭國自惡其名不雅。改為日本	蓋惡舊名也	
自言其國近日所出。故號日本國	以其國在日邊。故以日本國為名	自云國在日邊、故以為稱	自云國在日邊、故以為稱
	或云日本舊小國。吞併倭國之地		
	其人入朝者。多自矜大。不以實對。		
	故中國疑焉		
	長安三年。	長安三年	武太后長安二年、
	遣其大臣朝臣真人來朝。貢方物	又遣使貢方物。其使朝臣、號真人	遣其大臣朝臣真人貢方物
	朝臣真人者。猶中國戶部尚書	真人者官號、猶中國尚書也	朝臣真人者、猶中國地官尚書也
	冠進德冠、其頂為花、分而四散	首冠進德冠、其頂有花、分而四散	首冠進德冠、其頂有花、分而四散
	身服紫袍、以帛為腰帶	身服紫袍、以帛為腰帶	身服紫袍、以帛為腰帶
	好讀經史。解屬文。容止閑雅可人	頗讀經史、解屬文（中略）容止溫雅	頗讀經史、解屬文、容止溫雅。
			朝廷異之
	宴之麟德殿。授司膳卿而還	則天宴之、拜為司膳員外郎、放還	拜為司膳員外郎
	開元初。又遣使來朝	開元初。又遣使來朝	
	因請士授經	表請儒者講論語	
	詔四門助教趙元默就鴻臚寺教之	遣四門博士趙元默就鴻臚寺教之	
	乃遣元默調幅布。以為束脩之禮。	乃遣元默調幅布、以為束脩之禮	
	題云白龜元年調布	題云白龜元年調布	
	人亦疑其偽為題	蓋誇誕耳	
	所得賜賚。盡市史籍。泛海而還	所得賜賚。盡市文籍。泛海而還	
	其偏使朝臣仲滿。慕中國之風。因留不去	其偏使朝臣仲滿。慕中國之風。因留不去	
	改姓名為朝衡	改姓名為朝衡	
	歷仕左補闕	歷左補闕。	

J	1			
	2	獻虎魄大如斗、碼碯若五升器	倭國獻琥珀・瑪瑙、琥珀大如斗、瑪瑙大如五斗器（本紀）	
	3	時新羅爲高麗・百濟所暴、		
	4	高宗賜璽書、		
	5	令出兵援新羅		
K		使者與蝦蟇人偕朝（略）		
L	1	咸亨元年、遣使賀平高麗		
	2			
M	1			
	2	後稍習夏音、惡倭名、更號日本	或曰倭國自惡其名不雅、改爲日本	
	3	使者自言、國近日所出、以爲名	以其國在日邊、故以日本爲名	
	4	或云日本乃小國、爲倭所并、故冒其號	或云。日本舊小國、併倭國之地	
	5	使者不以情	其人入朝者、多自矜大、不以實對	
	6	故疑焉	故中國疑焉	
N	1	又妄夸其國都方數千里	又云。其國界東西南北各數千里	
	2	南・西盡海	西界・南界咸至大海	
	3	東・北限大山	東界・北界有大山爲限	
	4	其外卽毛人云	山外卽毛人之國	
O	1	改元太寶	長安三年	
	2	遣朝臣眞人粟田貢方物	其大臣朝臣眞人來貢方物	
	3	朝臣眞人者、猶唐尚書也	朝臣眞人者、猶中國戶部尚書	
	4	冠進德冠、頂有華礪四披	冠進德冠、其頂爲花、分而四散	
	5	紫袍帛帶	身服紫袍、以帛爲腰帶	
	6	眞人好學、能屬文、進止有容	眞人好讀經史、解屬文、容止溫雅	
	7			
	8	武后宴之麟德殿、授司膳卿、還之	則天宴之於麟德殿、授司膳卿、放還本國	
P	1	改元曰白龜		
	2	開元初、粟田復朝	開元初、又遣使來朝	
	3	請從諸儒受經	因請儒士授經	
	4	詔四門助教趙玄默卽鴻臚寺爲師	詔四門助教趙玄默卽鴻臚寺教之	
	5	獻大幅布爲贄	乃遣玄默闊幅布以爲東修之禮。	
	6		題云。白龜元年調布	
	7		人亦疑其僞	
	8	悉賞物賀書以歸	所得錫賚、盡市文籍、泛海而還	
Q	1	其偏使朝臣仲滿慕華不肯去	其偏使朝臣仲滿慕中國之風、因留不去	
	2	易姓名曰朝衡	改姓名爲朝衡	
	3	歷左補闕、儀王友多所該識	仕歷左補闕・儀王友	
	4	久之還	衡留京師五十年、好書籍、放歸鄉、逗留不去	

		三十三年、遣使、請老子經本及天尊像、歸本國	
	終右常侍安南都護	終左常侍鎮南都護	
		天寶已後、海路多爲新羅遮隔、朝貢乃由明州・越州等路	
大曆十二年。遣大使朝揖寧副使總達來朝貢。		大曆十二年。遣大使朝揖寧副使和總達來朝貢	
建中元年又遣大使真人興能・判官調攝志、自明州路奉表獻方物。		建中元年、遣大使真人興能・判官調攝悉、自明州路朝貢	
真人興能、蓋因官命也。風調甚高、善書翰。其本國紙、似麝而潔滑、人莫能名。		真人興能、蓋因本官命氏也。風調甚高、善書札。其本國紙、似麝而潔滑、人莫能名。	
貞元十五年、其國有二百人、浮海至揚州、市易而還		貞元十五年、其國有二百人、浮海至揚州、交易而還。	
永貞元年、十二月遣使真人遠誠等來朝貢。		永貞元年遣使真人遠誠等來朝	
開成四年正月。遣使薛原朝常嗣等來朝貢		開成四年、遣使薛原朝常嗣等來貢方物	
倭國東海嶼中野人、有耶古・波耶・多尼三國皆附庸於倭		其國東海嶼中野人、有古・波・多凡三國皆附庸於倭	
北限大海			
正北抵新羅			
西北接百濟			
南與越州相接		西與越相距	
頗有絲綿。出瑪瑙、有黃白二色。其琥珀好者。云海湧出		頗有絲綿。出瑪瑙。有黃白二色。其琥珀云海湧出	

『太平寰宇記』については榎本淳一氏の指摘が参考になる。⁽³⁸⁾ それによると、基本的に『通典』倭国条を継承していること、その上で『唐会要』を参看しているということである。内容を見てみると隋代までは『通典』に、唐代は『唐会要』と類似しているという傾向が看取される。『通典』は先述のように唐代記事は詳しくないので、それに『唐会要』の記事を足して『太平寰宇記』倭国条が形成されたと考えられ、榎本氏の指摘に従うべきである。ただし、KやR、Uのように『唐会要』にも含まれていない記事を掲載しており、現

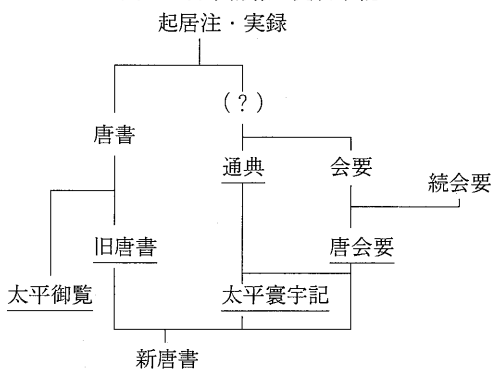
R			
S		改元天平勝寶	
T	1	天寶十二載、朝衡復入朝	天寶十二年、又遣使貢
	2	上元中、擢左散騎常侍・安南都護	上元中、擢衡爲左散騎常侍・鎮南都護
U		新羅櫻海道、更羅明・越州朝貢	
V			
W	1	建中元年、使者眞人興能獻方物	日本國朝貢（本紀）
	2	眞人、蓋因官而氏者也	
	3	興能善書、其紙似麻而澤、人莫識	
X	1	貞元末、其王曰桓武、遣使者朝	貞元二十年、遣使來朝
	2	其學子橘逸勢・浮屠空海願留肄業	留學生橘逸勢・學問僧空海
Y	1	歷二十餘年	元和元年
	2	使者高階眞人來請免勢等俱還	日本國使判官高階眞人上言。前件學生、藝業稍成。願歸本國、便請與臣同歸。
	3	詔可	從之
Z		仁明直開成四年、復入貢	開成四年、又遣使朝貢
a		直光啓元年	
β	1	其東海嶼中、又有邪古・波邪・多尼三小王	
	2		
γ	1		
	2	距新羅	
	3	西北百濟	
	4	西南直越州	
δ		有絲絮・怪珍云	

存しない史料も参看している可能性がある。

「冊府元龜」は外臣部に日本の記事が散見する。類書という性質と引用書目を明示しないという体裁のため、個々の記事の典拠は不明とせざるを得ないところもあるが、「唐会要」や「太平寰宇記」と同内容の記事を載せることが多いように見受けられる。

以上、日本情報を掲載する中国史料の書誌について通覧してきた。整理すると、まず八世紀に歴代実録などから柳芳・韋述等の撰による「唐書」と「通典」「会要」のもととなる史料の二つが編纂され

図1 日本情報の史料系統



※下線は現存史料

る。九世紀に、前者は増修され、後者では「通典」と「会要」「続会要」が成立する。十世紀になると唐書系の「旧唐書」と会要系の「唐会要」が成立、十一世紀に「唐書」を引用する「太平御覽」、通典系と会要系を接合した「太平寰宇記」や諸史料を部門別に集成した「冊府元龜」が出現することになる。これを図化した私案が図1である。

こうした伝来系統をふまえて、『新唐書』日本伝はいかに位置付けられるか。表2をもとに『新唐書』とそれ以外の史料の内容を比較してみると、これらは相互に異同を含んでおり、『新唐書』日本伝の成立を考えるにあたって典拠とされたかどうか個別に検討する必要がある。ただし、『新唐書』は原史料から文章を作り替えるためいづれを典拠としているのか判定しがたいので、内容の一致率をもって計ることとする。これによって同じ内容の記事であっても、そこに含まれる情報の精粗に基づいてある程度情報の系統をたどることができる。

まず『旧唐書』は『新唐書』と比較して内容が異なると見なしうる記事は全くない。さらに、N・T・X・Y・Zなど『旧唐書』と『新唐書』にのみ共通する記事も多い。『旧唐書』倭国・日本両伝は『新唐書』日本伝との親和性が極めて高いといえる。正史というスタイルを鑑みても『新唐書』がもつとも『旧唐書』を重視していること

は間違いない。

一方『通典』は『新唐書』のみ共通する記事も見えず、一致率もきわめて低い。『新唐書』が直接『通典』を参照したと考えるべき根拠はほとんどない。『通典』から『新唐書』への影響は、少なくとも日本伝については考えなくてよからう。

これに対して『唐会要』は高い一致率を見せる。特にJ・L・W・βなど『旧唐書』にない記事で、『新唐書』と一致するものもあり、典拠のひとつである可能性はきわめて大きい。ただし、HやXのように内容の異なる記事が見取することも注意しなければならない。なお、『唐会要』のV・W・Xは殿本の脱落箇所である。特にWについて保科氏は、『新唐書』は『冊府元龜』卷九九七外臣部技術門の記事を見たとする⁽⁴⁰⁾。しかし、『冊府元龜』よりも先行する『唐会要』『太平寰宇記』に同じ記事があることからして、『新唐書』は両書から翻案したとみなして差し支えないだろう。

『太平寰宇記』は基本的には『唐会要』と同じ傾向にある。それに加えて『太平寰宇記』のみ『新唐書』と共通する記事としてK・Uの二件があり、典拠のひとつである可能性は極めて高い。ただし、その一方で『新唐書』にない記事もR・Vの二件ある点には注意しなければならない。あるいは『太平寰宇記』が参考にした典拠のうち唐書系・会要系ではない日本情報が存在し、『新唐書』がそれを見たのかもしれない。

このように『新唐書』の対日外交記事はそのほとんどを『旧唐書』と『唐会要』——『太平寰宇記』に依拠している。それでは『新唐書』は両系統のうちどちらをベースにしているかという点、『旧唐書』の方である。それは、

両書に重複する記事を精査すると、『旧唐書』とより高い一致率を見せるからである。さらに『旧唐書』は『新唐書』と対立する内容は少ないが、『唐会要』系は一致しない内容を含んでいる。すなわち、両系統の比較においては『旧唐書』をより重視していることが明らかである。そして、『旧唐書』ではなく『唐会要』系に確認できる記事があることを鑑みると、『新唐書』はまず『旧唐書』に拠った上で『唐会要』や『太平寰宇記』等で補つていくといえるであろう。

唐代における日本情報の伝来は上記のようにきわめて錯綜していた。『新唐書』はそうした情報を一本化したのであり、その過程ではやはり正史である『旧唐書』を重視している。保科氏は『新唐書』日本伝の情報は先行する日本関係史料が一部を除いて確認でき、その省略・誤読によって一見すると独自の史料を用いているようにみえるにすぎないことを指摘された。本節ではその全てに先行史料が存在すること、さらに『新唐書』日本伝執筆の参考に供された前代からの伝来史料は、基本的には『旧唐書』に拠っており、その上で『唐会要』等によって補つていくこと、の二点を指摘した。

IV 倭国伝から日本伝へ

以上、『新唐書』日本伝は『王年代紀』をベースにして『旧唐書』『唐会要』等によって内容を差し替えていることを指摘した。最後に『新唐書』の編纂についてふれておく。『新唐書』は嘉祐五（一〇六〇）年に歐陽脩が完成させ進上したものであるが、列伝の部分に関しては嘉祐三年に宋祁によって作成された。「庠復知政事、罷祁翰林學

士、改龍圖學士・史館修撰、修唐書」とあり、宋祁は史館修撰となつて『新唐書』列伝を執筆した。先述のように当時の史館には日本に関する情報として尙然がもたらした『王年代紀』や尙然・寂照への事情聴取によつて得られた記録（表啓）が伝存しており、宋祁が日本伝の執筆にあつてこれらを見たことは疑いない。

ところで中国史料における日本関係記事の伝の立て方は、倭国伝と日本伝の二つのパターンがある。これは倭から日本へという国号変更によるものである。しかし唐代の人々は、倭と日本の関係を同一国の国号変更であると必ずしも理解しているとは限らなかつた。それは唐代に成立した史料における倭・日本伝の立項の在り方からも明瞭に見て取れる。

倭国伝（倭伝・倭人伝等を含む）で現在確認できるもつとも古い史料は『三国志』東夷伝中の倭人伝である。⁽⁴²⁾ 以後中国の諸史料では唐代に編纂された『隋書』や『南史』、『通典』などに至るまで倭国伝として日本情報を載せ、宋代でも『通典』系とされる『太平寰宇記』などはこの形式を踏襲している。

一方日本伝は、七世紀末から八世紀初頭の律令国家成立による倭から日本への国号変更以後出現する。日本伝が最初に立項される中国史料は、現在確認可能で成立がもつとも遡るものは『唐書』である。次いで九世紀初頭に編纂された『会要』も倭国条と日本条を別々に立項するスタイルを踏襲し、それぞれ『旧唐書』『唐会要』における立伝へと至る。こうした伝の立て方は倭と日本が別物であるという理解に基づく。

いずれにせよ唐代においては倭と日本は歴史的に連続する同一主体とは必ずしも見なされていなかった。また、『歴代地理指掌図』所収古今華夷区域總要図⁽⁴³⁾でも倭と日本は地図上に別々に記されていることは、宋代でも倭と日

本が必ずしも同じ国だと認識されていないことの表れであり、こうした推測を裏付けるものである。

そもそも国号の変更は、古代国家の自意識において一世紀以来中国からの呼び名を使い回していた他律的な状況を払拭し、自らその名を定めるといふ自律的な段階へと転回したことを意味する。これが唐に伝えられたのは七〇二年に長安に到着した遣唐使の時である。ただし、唐は倭国の国号改称を怪しんでおり、それは『旧唐書』日本伝に三つの説を列記していることから読みとれる。国号変更は日本にとって中国の中華的世界秩序から最終的に離脱し、自己を新たに中華と位置づけるものであった。⁽⁴⁴⁾ それゆえ、遣唐使はそれが唐への敵対行為にあたると見なされることを避けるためにきわめて慎重にならざるを得なかった。国号変更理由をめぐる混乱は、大宝遣唐使が勘問の際にその理由について問われた時に意図的にはぐらかしたことによって生じたものであろう。

ところが、中国史料のうち国号変更以前の成立である『隋書』等は措くとしても、九世紀初頭の『通典』やその系統の『太平寰宇記』でも倭伝のみで日本伝を立てていないものが存在する。このことは唐において日本への国号変更が受容され難かったことを示している。五代期においてもかかる対日本理解は変わらない。『唐会要』や『旧唐書』もまた倭国伝・日本伝併記のスタイルを受け継いでいる。当該期はすでに日本からの遣唐使の派遣は停止されており、僧侶が個人的に巡礼・求法をおこなっている状況にある。五代十国のうち日本に関心をもったのは錢呉のみであり、当時の中国における混乱状況では対日認識を改めるだけの情報収集はなされなかったと考えるべきであらう。

こうした倭国伝・日本伝の並立状況が改められるのが北宋代であり、『新唐書』編纂において倭国伝の内容を日

本伝に吸収することによってよく統合されるに至る。かかる日本伝への一本化は五代期までの対日認識を引き継ぐだけでは不可能であり、倭と日本の歴史的連続性を強調する新たな日本情報をもたらされたことによってこそそうした変化は起こりうる。それに該当するものが『王年代紀』なのであり、その王統譜が根拠となって中国では倭国と日本が同一の国であるという判断がなされるようになったと見なすことができる。そして、『新唐書』日本伝の成立は、これ以後の正史が日本伝のみを立項するというスタイルが確立したという点で決定的な意味を持っていた。倭から日本へという中国における対日本認識の展開は、中国古来からの倭国観と日本側の律令国家成立による国号変更という両国の認識のせめぎ合いの中で唐代後半から宋代前半期の長きにわたっている。『王年代紀』はそれを統合するという画期をもたらした日本情報だったのであり、中国への日本のイメージの形成に果たした役割は従来より大きく評価されて然るべきである。

結

ここまで『新唐書』日本伝について、唐宋における外国情報の収集のあり方、直接の典拠となった『王年代紀』、先行する中国史料に表れる日本情報の継承過程を検討し、かつ『新唐書』において倭国伝から日本伝への最終的な移行がなされたと論じた。結論としては『王年代紀』のクローズアップと、『新唐書』日本伝には『旧唐書』や『唐会要』、『太平寰宇記』、『王年代紀』による以外独自の記事は全くないため、史料比較の際には先行する諸史料に依拠しなければならないということになる。

小稿では、鴻臚寺勘問・皇帝謁見の儀礼的視角や中国史料の書誌など、さらに突き詰めて考えねばならない課題も多々残されている。諸賢の御批正をお願いする次第である。

註

- (1) 以下、中国史料の卷数は煩瑣になるので初出時のみ表示する。
- (2) 古賀登『新唐書』（明德出版社、一九七二）、『中国史籍解題辞典』（燎原書店、一九八九）「新唐書」の項（船越泰次氏執筆）参照。
- (3) その実例については、杉本直治郎『阿倍仲麻呂伝研究』（青芳社、一九四〇）、太田晶二郎『新唐書編者の史料誤読』（『太田晶二郎著作集 第一冊』吉川弘文館、一九九一、初出一九六二）参照。
- (4) 保科富士男「遣唐使航路の北路変更事情に関する予備的考察」（『白山史学』二三、一九八七）。
- (5) 仁井田陞著・池田温責任編集『唐令拾遺補』（東京大学出版会、一九九七）による。
- (6) 『唐会要』の当該部は上海古籍出版社標点本を使用した。
- (7) 『日本書紀』斉明五年七月戊寅条。なお、博徳書については坂本太郎「『日本書紀』と伊吉連博徳」（『古事記と日本書紀 坂本太郎著作集2』吉川弘文館、一九八八、初出一九六〇）、北村文治「伊吉連博徳書考」（『大化改新の基礎的研究』吉川弘文館、一九九〇、初出一九六二）参照。
- (8) 石見清裕「外国使節の皇帝謁見儀式復元」（『唐の北方問題と国際秩序』汲古書院、一九九八、初出一九九二）。
- (9) 『日本書紀』白雉五年二月条。
- (10) 遣唐使の安置場所については石見清裕「鴻臚寺と鴻臚客館」（石見註）（8）前掲書所収、初出一九八八・一九九〇）、石曉軍「唐代における鴻臚寺の附属機関について」（『史泉』八六、一九九七）参照。両研究では記録に残っている遣唐使の帰朝報告において「於外宅安置供給」（『続日本紀』宝龜九年十月乙未条、『日本後紀』延暦二十四年六月乙巳条）とあるのに着目して、この「外宅」を禮賓院と推定している。ただし、禮賓院の設置は玄宗朝であるので白雉の遣唐使は鴻臚客館に滞在したものとみなしておく。
- (11) この時の鴻臚勘問は倭国における神代史形成に大きな

影響を及ぼしたとする石母田正の興味深い指摘がある(石母田正『日本の古代国家』岩波書店、一九七二)。

(12) 森克己「日宋交通と日宋相互認識の発展」(『森克己著作集4増補日宋文化交流の諸問題』国書刊行会、一九七五)。

ただし、森氏は唐代鴻臚勘問との関連性にはふれない。

(13) 『參天台五臺山記』卷四熙寧五年十月十五日(己丑)条。

(14) 裔然の渡宋については、西岡虎之助「裔然の入宋について」(『西岡虎之助著作集3』三一書房、一九八四)、初出一九二五)、塚本善隆「清涼寺釈迦像封藏の東大寺裔然の手印立誓書」(『塚本善隆著作集 七』大東出版社、一九七五)、初出一九四九)、塚本俊孝「宋初の仏教と裔然」(『塚本善隆著作集 七』所収、初出一九四九)、木宮之彦「入

宋僧裔然の研究」鹿島出版会、一九八三、上川通夫「裔然入宋の歴史的意義」(『愛知県立大学文学部論集』五〇、二〇〇一)。

(15) 『宋史』卷二五〇日本伝。

(16) 木宮之彦氏は太宗への謁見の際に皇帝の下問に対して筆談で答えたとする(木宮之彦前掲書)が、ここまで見てきたように鴻臚寺による勘問と考えるべきである。

(17) 『楊文公談苑』については藤善真澄「成學と楊文公談苑」(『関西大学東西学術研究所創立三十周年記念論文集』関西大学出版部、一九八一)参照。史料はその校訂に従う。

(18) 『宋史』卷三〇五楊億伝。なお、杉本直治郎註(3)前掲書参照。

(19) 『宋史』卷一六四職官志国史実録院条。

(20) 両記事は内容のみならず文章的にも近似しており、『楊文公談苑』が『宋史』とほぼ同内容かつ先立つ史料であることを鑑みると、『宋史』日本伝編纂の際に直接典拠とされた可能性が高い。

(21) 宋代における渡宋僧の皇帝への謁見については、石井正敏「入宋巡礼僧」(『アジアのなかの日本史』V、東京大学出版会、一九九三)参照。

(22) 石上英一「日本古代一〇世紀の外交」(『東アジア世界における日本古代史講座』7、学生社、一九八二)。

(23) 当時の日本は渡海禁制を布いており許可なく渡宋することはきわめて困難であった。山内晋次「古代における渡海禁制の再検討」(『待兼山論叢』二二、一九八八)、稲川

やよい「渡海制」と「唐物使」の検討」(『史論』四四、一九九一)、榎本淳一「小右記」にみえる「渡海制」について」(山中裕編『撰閔時代と古記録』吉川弘文館、一九九一)。

(24) 石上前掲論文では、裔然の入宋に対して僧侶の朝覲と

いう形態での従属的な通交関係の樹立が意図されていたと評価するが、この後日本僧の渡海は許可されなくなっていくように、僧侶を媒介として宋との間に恒常的な外交関係をもつことを日本の朝廷が意図していたとは考えがたい。

(25) 『参天台五臺山記』熙寧五年十月十三日条。

(26) 『宋史』卷一六五職官志鴻臚寺条。

(27) 『王年代紀』については、木宮之彦前掲書、上川通夫

前掲論文に詳しい検討がなされている。以下、本節における両氏の見解はこれに基づく。

(28) 「齋然上人入唐時為母修善願文」(『本朝文粹』卷十三)は天元五年七月十三日の年記をもち、その中で「齋然天祿以降、有心渡海」とする。

(29) 藤善真澄前掲論文。

(30) 『異称日本伝』卷上二。

(31) 『続日本紀』和銅七年正月己卯条・靈龜元年正月癸巳条。『日本書紀』天武十一年八月己丑条では、「水高」ではなく「日高皇女」またの名を「新家皇女」と記している。

(32) 『通典』『旧唐書』は中華書局標点本、『太平寰宇記』は文海出版社印行刊本、『冊府元龜』『宋本冊府元龜』『太平御覽』は中華書局影印本にそれぞれ依拠した。ただし、『唐会要』は現在通用している武英殿聚珍版本(殿本)で

は脱落があり、抄本系のテキストとの対校が必要である(貝塚茂樹・平岡武夫「唐代史料の集成について」『学術月報』七・一六、一九五四、古畑徹「唐会要」の諸テキストについて」『東方学』七八、一九八九)。本節では榎本淳一氏の紹介された、北京大学図書館李氏旧藏抄本系の『唐会要』によって論を進めることとする(榎本淳一「北京大学図書館李氏旧藏『唐会要』の倭国・日本国条について」『工学院大学共通課程研究論叢』三九・二、二〇〇二)。字句の明らかな誤りにについては適宜修正している。

(33) 池田温「中国の史書と『続日本紀』」(『東アジアの文化交流史』吉川弘文館、二〇〇二、初出一九九二)、拙稿「唐から見たエミシ」(『史学雑誌』一一三・一、二〇〇四)。

(34) 『唐曆』『唐録』については、太田晶二郎「『唐曆』について」(『太田晶二郎著作集 第一』吉川弘文館、一九九一、初出一九六二)、末松保和「唐曆と唐録」(『古代の日本と朝鮮 末松保和著作集4』吉川弘文館、一九九六、初出一九六三)等を参照。

(35) 『宋史』卷二百三藝文志。

(36) 『旧唐書』重刊唐書序において文徵明は、唐興、令狐德棻等始撰武德貞觀兩朝國史八十卷。至吳兢合前後爲書百卷。而柳芳・韋述嗣續之、起義寧訖開元。

僅々百餘年。而于休烈・令狐烜以次増績。訖於建中而止。而大曆・元和以後、則成於崔龜從。厥後韋澳諸人又増績之。凡爲書百四十有六卷。

と述べている。なお、唐朝における当代修史事業については、福井重雅「旧唐書」——その祖本の研究序説——（『中国正史の基礎的研究』早稲田大学出版部、一九八四）参照。

(37) 古畑徹前掲註(32) 論文。

(38) 榎本淳一「太平寰宇記」の日本記事について（『工学院大学共通課程研究論叢』三四、一九九七）

(39) 古畑徹前掲註(32) 論文、榎本淳一註(32) 前掲論文。

(40) 保科富士男前掲論文。

(41) 『宋史』卷二八四宋祁伝。

(42) これより以前の史料では、魚拳撰『魏略』に倭人伝があったことが確認できる。

(43) 『宋本歴代地理指掌図』（上海古籍出版社、一九八九）参照。

(44) 石崎高臣「国号「日本」の成立と意義」（『國學院大學大学院紀要 文学研究科』二六、一九九五）では国号の改変を日本における中華思想に基づくものであるとする。

【附記】

・本稿は二〇〇三年度史学会大会報告を基にその後の知見を加えて成稿したものである。

・本稿は二〇〇四年度文部科学省研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部を含むものである。